

《個人情報開示等の請求に関する手続きについて》

当社では、以下の手順で個人情報の開示等の求めに対応いたします。

(1) 開示等の求めの申出先

「個人情報の取扱いについて 8.個人情報のお取扱いに関する苦情・相談窓口」をご確認ください。

(2) 開示等の求めに応じる方法(提出書面、本人確認方法、手数料等)

開示等の請求は、別添の「個人情報の利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等請求書」をダウンロードしてご使用ください。

ご本人様またはその代理人であることを確認させていただいた上で、合理的な期間、範囲内で、開示対象個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加または削除、利用停止・消去または第三者提供の停止および第三者提供記録の開示(以下、「開示等」といいます。)に対応させていただきます。

ご請求内容が以下の場合は、個人情報保護法の規定に基づき、事務手数料として 750 円を頂戴致します。恐れいりますが、750 円分の定額小為替をご用意いただき、ご持参(ご同封)いただく書類に添えてご提出ください。

●個人情報の利用目的の通知

●個人情報の開示

(3) 開示等の求めに関するその他の注意事項

開示等の請求をいただいた場合でも、次の場合は、開示等の求めに応じない場合があります。開示等の求めに応じられない場合は、応じられない旨とその理由を請求者様に通知します。

- ① 所定の必要書類やその記載事項の不備があり、本人または代理人に対して補正を求めた日から1ヶ月以内に補正がなされない場合
- ② 所定の手数料が同封されていないか、または同封されていても不足しており、本人または代理人に対して補正を求めた日から1ヶ月以内に補正がなされない場合
- ③ 「個人情報の利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等請求書」に記載されている住所、本人確認のための書類に記載されている住所と、当社が保有する住所情報の不一致がある等のため、所定の期間内に本人確認ができない場合
- ④ 代理人による申請に際して、所定の期間内の代理権が確認できない場合
- ⑤ 開示等の請求の対象が個人情報に該当しない場合
- ⑥ 次の法律上の不開示事由に該当する場合
 - 国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのある場合
 - 犯罪の予防、鎮圧、または捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのある場合
 - 国の期間または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ご本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利害を害する恐れがある場合
 - 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 他の法令に違反することとなる場合

以上